

京都市勧業館条例の一部を改正する条例（令和5年3月30日京都市条例第 55号）（産業観光局クリエイティブ産業振興室）

常設展示場における展示の観覧に係る観覧料等を指定管理者の収入として収受させる必要があるため、次のとおり条例を改正することとしました。

- 1 常設展示場における展示を観覧される方から、以下の観覧料をお支払いいただくこととします。

区 分	観 覧 料 （ 1 人 に つ き ）	
	個 人	団 体
一 般	500 ^円	400 ^円
小学校の児童、中学校及び 高等学校の生徒並びに高 等専門学校の学生	400	300

- 2 常設展示場において特別の展示をしたときは、その期間に限り、観覧料のほか、当該展示を観覧される方から、特別観覧料をお支払いいただくこととします。

この条例は、令和5年9月1日から施行することとしました。

京都市勸業館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第55号

京都市勸業館条例の一部を改正する条例

京都市勸業館条例の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条の見出し及び同条中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同条本文中「利用料金」の右に「、観覧料及び特別観覧料（以下「利用料金等」という。）」を加え、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（観覧料及び特別観覧料）

第8条 常設展示場における展示を観覧しようとする者は、指定管理者に対し、観覧料を支払わなければならない。

2 観覧料は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、公益財団法人大学コンソーシアム京都の会員である大学の学生（別に定める手続を行った者に限る。）の観覧料の上限額は、100円とする。

4 指定管理者は、特別の展示をしたときは、その期間に限り、第1項の観覧料のほか、当該展示を観覧しようとする者から特別観覧料を徴収することができる。

5 特別観覧料は、前項の展示の内容を考慮して、その都度指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

6 第1項及び第4項の規定にかかわらず、学齢に達しない者については、観覧料及び特別観覧料を徴収しない。

7 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、観覧料を徴収しない。

(1) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）

に在学する児童

- (2) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）若しくは高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）に在学する生徒
- (3) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する高等専門学校に在学する学生
- (4) 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの
- (5) 本市の区域内に住所を有する70歳以上の者
- (6) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (8) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (9) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (10) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (11) 本市が経営する自動車運送事業及び鉄道事業の管理者の定めるところにより福祉乗車証の交付を受けている者
- (12) 第5号から前号までに掲げる者（第5号に掲げる者にあつては、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けた者に限る。以下「身体障害者等」という。）の介護者（市長が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第8条関係）

区 分	観 覧 料 (1 人 に つ き)	
	個 人	団 体
一 般	500 ^円	400 ^円
小学校の児童、中学校及び 高等学校の生徒並びに高 等専門学校の学生	400	300

備考1 「団体」とは、20人以上のものをいう。

2 「一般」とは、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校の学生以外の者をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市勧業館条例の規定による常設展示場における展示の観覧に係る観覧料及び特別の展示の観覧に係る特別観覧料の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該観覧料及び当該特別観覧料を收受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(産業観光局クリエイティブ産業振興室)